

燃油使用量を低減するため
施設園芸の省エネルギー設備の導入を支援します。

1 対象者

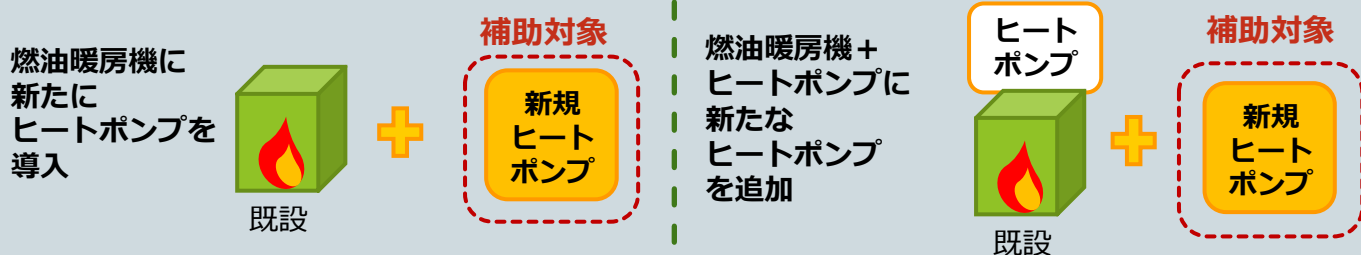
施設園芸作物（果樹、野菜、花き）を経営しており、
燃油暖房機を使用している者及び使用を見込む者

2 補助対象となる経費の内容

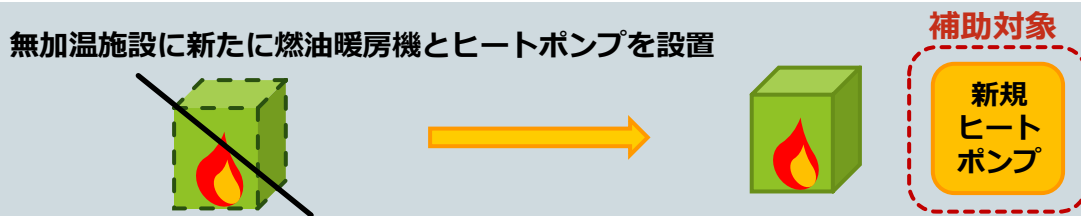
事業種目	経費の内容	実施基準
ヒートポンプ導入事業	○新たなヒートポンプの導入に要する経費 ・ 機器購入費 ・ 機器設置費	該当品目の 作付け 及び事業実 施面積 2a以上
カーテン等保温設備整備事業	○施設の保温性向上に要する経費 ・ 多層化被覆資材費（内張カーテン等） ・ 循環扇、送風ダクト費 ・ 変温管理装置費 ・ 資材等設置費	

3 補助対象となる導入パターン例

① 既設の燃油暖房機と併用して、新たにヒートポンプを導入する場合



② 新たに燃油暖房機とヒートポンプを導入する場合



③ 既設の燃油暖房機と併用して、新たに又は機能性向上のために保温設備を導入する場合



①、②と③を同時に導入することが可能です。

【注意】 次の場合は、補助対象となりません！

- ・ 既存のヒートポンプを撤去して、新たなヒートポンプに更新する場合
- ・ 無加温施設にカーテン等保温設備のみを導入する場合

事業実施の流れ

事業主体

※計画申請は7月～8月19日までに市町村へ提出してください。

① 計画申請

- 事業実施計画承認申請書
- 事業実施計画書

お住まいの市町村へ提出ください。

④ 交付申請

- 交付申請書
- 事業計画書

8月末頃まで

⑥ 事業実施（9～12月頃）

発注 → 設置 → 検収 → 支払 → 事業完了

事業完了

⑦ 実績報告

市町村

計画申請提出：
8月19日（金）まで

令和5年
1～2月

県（地域振興局）

② 審査

③ 承認

⑤ 交付決定

9月頃

⑧ 補助金
お支払い

令和5年3月頃

計画申請書等の様式はこちらから 

長野県農政部園芸畜産課URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/2207sisetu.html>



施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル

施設の省エネルギー対策に取り組む際、参考にしてください。



マニュアル掲載URL 農林水産省農産局農産部農業環境対策課

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/notice.html>

問い合わせ

最寄りの地域振興局内にあります以下の農業農村支援センターへ

- ・ 佐久農業農村支援センター 0267-63-3145
- ・ 上田農業農村支援センター 0268-25-7127
- ・ 諏訪農業農村支援センター 0266-57-2913
- ・ 上伊那農業農村支援センター 0265-76-6813
- ・ 南信州農業農村支援センター 0265-53-0414
- ・ 木曾農業農村支援センター 0264-25-2221
- ・ 松本農業農村支援センター 0263-40-1917
- ・ 北アルプス農業農村支援センター 0261-23-6511
- ・ 長野農業農村支援センター 026-234-9514
- ・ 北信農業農村支援センター 0269-23-0209

長野県農政部園芸畜産課



026-235-7227